

岩手県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支等に関する報告書及び同法第17条第1項の規定による政治団体の解散等に係る収支等に関する報告書（以下「収支報告書」という。）の提出があった。

なお、収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和2年5月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

